

<対策のポイント>

家畜の伝染性疾病の適切な監視及び的確な診断体制を整備します。

<事業目標>

防疫上重要な家畜の伝染性疾病の迅速かつ適切な防疫措置の推進

<事業の内容>

1. 家畜伝染病監視・診断体制整備推進事業（継続）

- ① 家畜の伝染性疾病の病原体の収集・分析及び検査用試薬等の製造・配布
口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱等の防疫上重要な疾病や牛伝染性リンパ腫等の慢性疾病の診断体制の整備に資するよう、**病原体の収集・保管、遺伝情報、病原性等の性状解析、疫学的分析等を実施するほか、家畜保健衛生所が的確な診断を行う際に用いる検査用試薬の製造及び配布**を行います。
- ② 家畜の伝染性疾病の診断体制強化
口蹄疫及びアフリカ豚熱について、**国内の診断体制を整備するための技術研修を実施し、確定診断能力を強化**します。

2. 野生動物監視体制整備事業（継続）

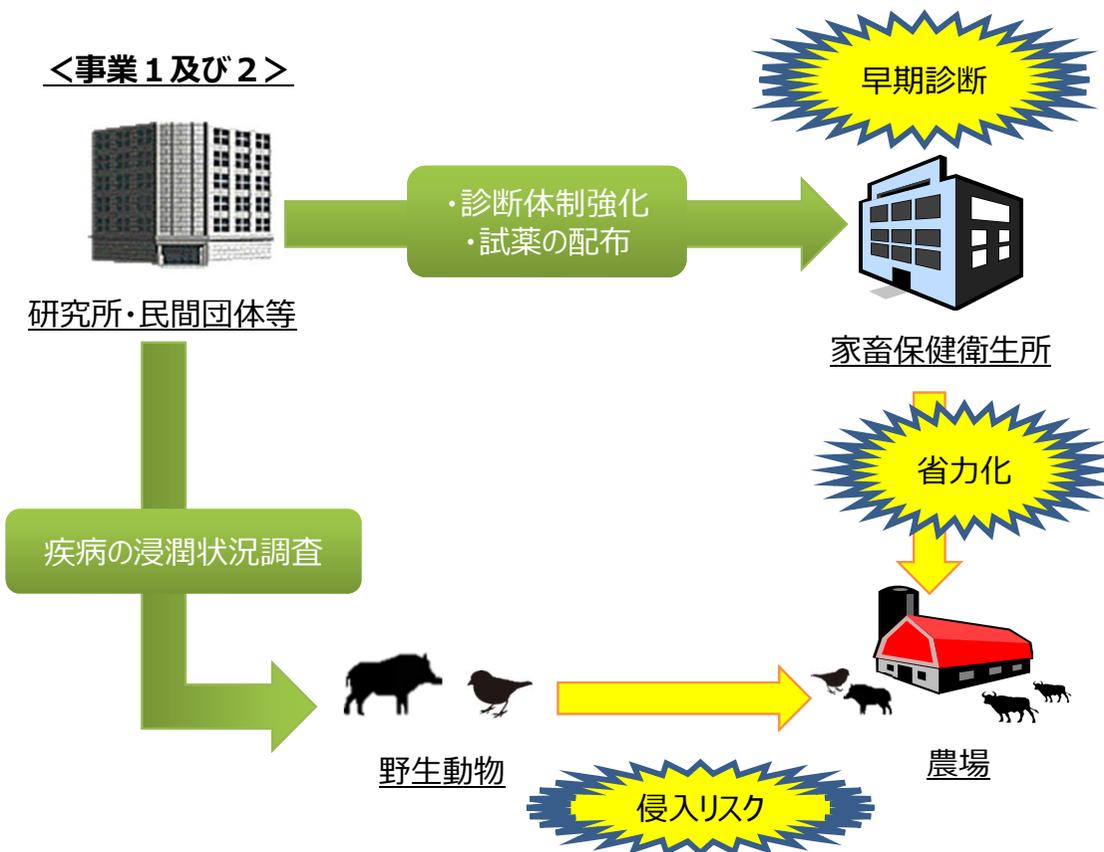
- 捕獲された野生動物から検査材料を採取し、**家畜の伝染性疾病（ヨネネ病、鹿慢性消耗病、オーエスキー病、ニューカッスル病等）の浸潤状況を調査**します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

<事業1及び2>



2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会馬術競技場における衛生管理事業委託費

【令和3年度予算概算決定額 5（5）百万円】

<対策のポイント>

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における馬術競技に際し、ダニによって媒介される馬ピロプラズマ症の我が国への侵入及びまん延を防止するため、**競技場のダニの生息調査及び駆除**を実施します。

<政策目標>

- 我が国における馬ピロプラズマ症の侵入及びまん延の防止
- 我が国の家畜衛生体制の信頼確保
- 円滑な馬術競技の実現による2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会成功への寄与

<事業の内容>

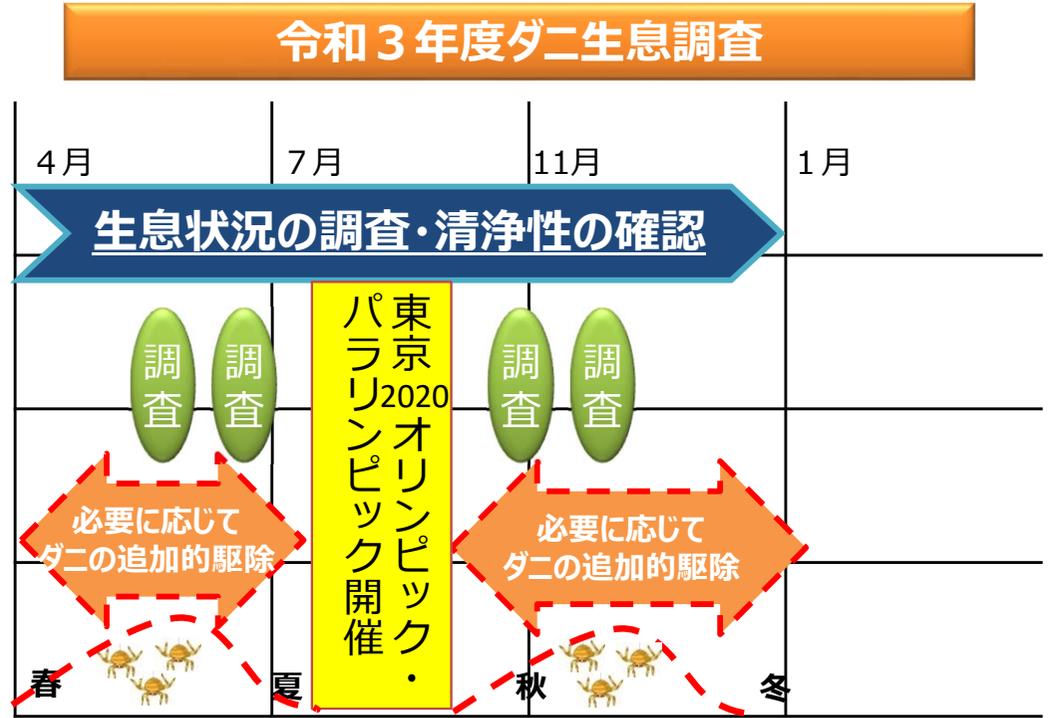
馬術競技場におけるダニの清浄性確保作業（継続）

- ①2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において馬術競技の会場となる馬事公苑及び海の森公園を対象区域とし、**ダニが活動する春及び秋にダニの生息調査を実施**します。
- ②ダニの生息調査により**ダニが確認された区域及び駆除が必要と判断された区域を対象に、ダニの駆除を実施**します。
- ③令和2年度までに実施されたダニの生息調査及び駆除によって確認された**競技場の清浄性を、大会が終了するまで維持・確保**します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



- 平成28年度からダニの生息状況調査を開始し、清浄性を確認・維持。
- ダニの種類により活動時期が異なるため、複数回の生息調査を実施。
- 本大会終了後における馬ピロプラズマ症の清浄性を確保。

【お問い合わせ先】 消費・安全局動物衛生課 (03-3502-8295)

<対策のポイント>

我が国の動物疾病診断・検査体制への信頼性の向上のため、**OIE認定施設の国際的な活動**を支援します。

<事業目標>

- ひとたび発生すれば重大な影響がでる疾病等への診断・対策強化による我が国への疾病の侵入・拡大リスクの低減
- 我が国の動物疾病診断・検査体制に対する信頼性の向上による輸出検疫協議の促進

<事業の内容>

1. OIE認定施設の国際的な活動の支援（継続）

- OIE認定施設間での連携構築に係る費用や、国内及び国外からの検査・診断要請に対する検査・診断費を支援します。

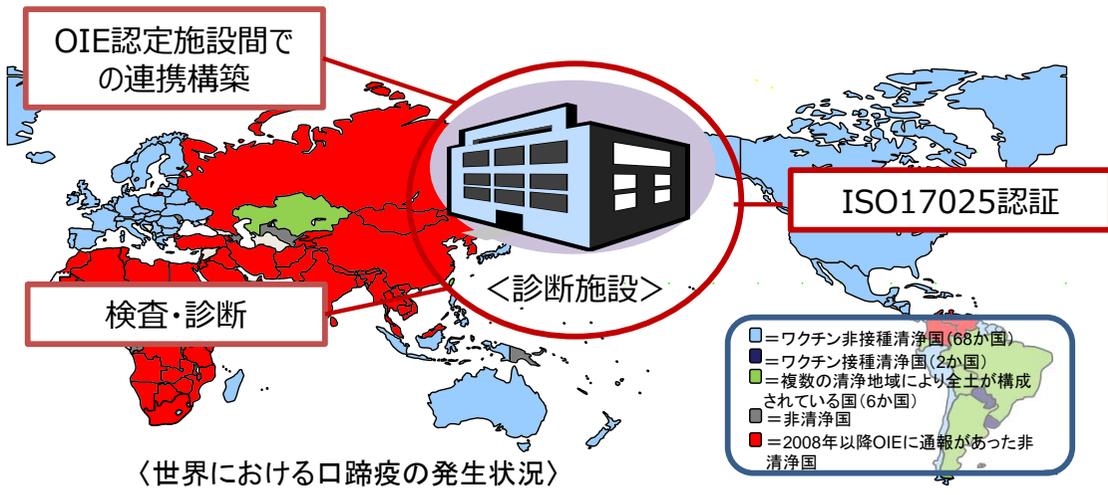
2. 精度管理の国際基準を達成するための取組を支援（継続）

- ISO 17025の認定を受けるために必要な審査費用及び検査機器外部点検費用を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



OIE認定施設間の研究ネットワークへの積極的な参加による迅速かつ確実な診断が可能な体制の確保

- 我が国への疾病の侵入・拡大リスクの低減
- 我が国の診断体制の国際的な信頼向上を通じた輸出検疫協議の円滑化

<対策のポイント>

家畜伝染病予防法に基づき、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止を図ります。

<事業目標>

安全な畜産物の安定的な供給に資する主要な家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 家畜伝染病予防費負担金（継続）

家畜伝染病予防法の規定により、都道府県が行う

- ① 家畜の検査等に必要な資材費、薬品費
 - ② 豚熱ワクチンの購入費及び接種に必要な資材費
 - ③ 消毒ポイントの運営等の消毒に要した経費
 - ④ 家畜の伝染性疾患のまん延防止のため行う家畜等の焼埋却に要した経費
 - ⑤ 移動制限等による農場の売上げの減少額等に相当する額
- 等の全部又は一部について国が負担します。

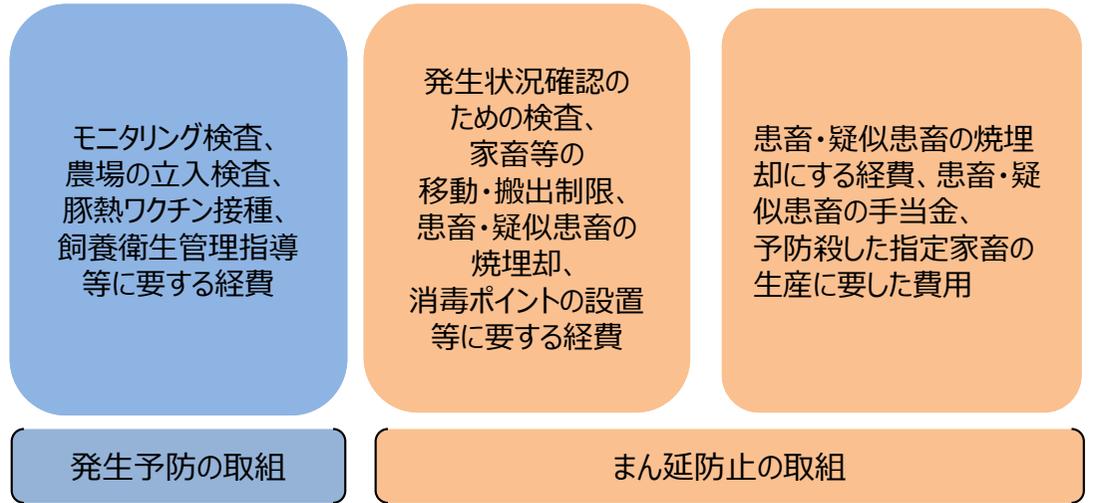
※野生イノシシにおける豚熱まん延防止に向けた経口ワクチン散布等についてはALIC事業によって実施。

2. 患畜処理手当等交付金（継続）

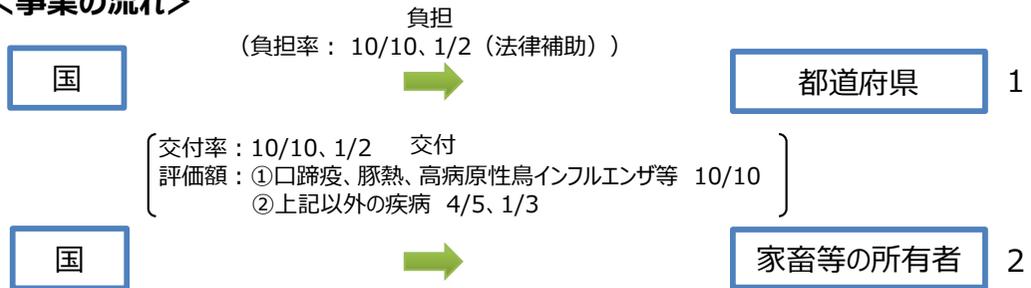
家畜伝染病予防法の規定により、と殺された家畜に対する手当金やその死体の焼却等に要した費用の全部又は一部を家畜等の所有者に交付します。

また、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等については、通常の手当金と併せて特別手当金を交付し、原則として、評価額全額を交付します。また、予防的に殺処分された家畜に対して支払われる補償金などを交付します。

家畜伝染病予防費負担金 (対象：都道府県)	患畜処理手当等交付金 (対象：家畜等の所有者)
--------------------------	----------------------------



<事業の流れ>



<対策のポイント>

動物検疫体制を充実強化することにより、アフリカ豚熱、口蹄疫、鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病が我が国に侵入しないよう、水際措置に万全を期します。

<政策目標>

- 家畜の伝染性疾病の侵入防止の徹底

<事業内容>

<事業イメージ>

訪日外国人の大半を占める中国等のアジア地域では、一度まん延すると発生地域の社会・経済活動に大きな影響を及ぼし得る家畜の伝染性疾病であるアフリカ豚熱、口蹄疫、鳥インフルエンザの発生が継続的に報告されており、**我が国へのアフリカ豚熱等の家畜の伝染性疾病の侵入リスクに適切に対応**するため、動物検疫所は、以下のとおり**動物検疫体制の充実・強化**に取り組みます。



<国際空港で活動する検疫探知犬>



<国際郵便局で活動する検疫探知犬>

家畜の伝染性疾病の侵入防止（事務費）【拡充】

- ① **動植物検疫探知犬140頭体制を年度を通して維持**し、国際郵便物や地方空港も含めた探知活動を充実させるとともに、
- ② **AIを活用したX線検査装置を用いた検査技術の開発**、タブレットを活用した通訳サービスの導入を行います。
- ③ 海外インターネットを活用した**海外での情報発信**、**海外空港における周知強化**等の広報活動を行います。